

令和5年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和5年3月17日（金）午後2時00分
- (2) 閉 会 令和5年3月17日（金）午後5時30分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の公開・非公開の決定について
- 第 4 第13号議案 三木市教育委員会個人情報保護法等施行細則の制定について
- 第 5 第14号議案 三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について
- 第 6 第15号議案 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について
- 第 7 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 第17号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 9 第18号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第10 第19号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第11 協議事項21 三木市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について
- 第12 協議事項22 小中一貫教育の推進に係る教育委員会の方向性について
- 第13 報告事項 令和5年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

に係る補助執行について

第14 報告事項 令和4年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について

第15 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

第16 報告事項 各課(室)の所管事項について

第17 その他

第18 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北	由 美
委 員	石 井	ひろ美
委 員	中 嶋	直 裕
委 員	梶	正 義
委 員	稲 見	秀 行

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	本 岡	忠 明
教 育 振 興 部 長	横 田	浩 一
教 育 総 務 課 長	森 田	真 規
教 育 施 設 課 長	荒 田	知 宏
生 涯 学 習 課 長	河 端	康
図 書 館 長	伊 藤	真 紀
文 化 ・ ス ポ ー ツ 課	金 井	善 純
学 校 教 育 課 長	田 中	智 美
教 育 セ ン タ ー 所 長	橋 本	泰 一
学 校 再 編 室 長	鍋 島	健 一
教 育 ・ 保 育 課 長	仲 谷	淳
人 権 推 進 課 長	平 井	隆 禎
学 校 再 編 室 副 室 長	武 内	克 朗
子 育 て 支 援 課 係 長	藤 田	恵 子
教 育 総 務 課 係 長	三 觜	牧 恵
教 育 総 務 課 主 事	大 野	剛 史

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和5年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と稲見委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和5年2月定例会（16日開催）、2月臨時会（9日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、協議事項22「小中一貫教育の推進に係る教育委員会の方向性について」は、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第4 第13号議案 三木市教育委員会個人情報保護法等施行細則の制定について

○森田教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会個人情報保護法等施行細則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「個人情報の保護に関する法律」が改正され、

全ての地方公共団体は令和5年4月から同改正法が直接適用されることとなった。その改正法の施行に当たり、関係規定を整備するため、新たに三木市教育委員会個人情報保護法等施行細則を制定し、三木市教育委員会個人情報保護条例施行規則は廃止する。

制定内容は、開示方法、開示請求の手数料、開示決定期限等を規定している。

(石井委員) 規則と細則の違いを教えてください。

(森田教育総務課長) 改正法には国が制定した施行規則がある。今回は国の法律を直接適応するため、国の施行規則との混同を避けるため、細則とした。なお、あくまで国の施行規則との混同を避けるための名称であり、違いはない。

教育長が、第13号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第5 第14号議案 三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について

○森田教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、三木市教育委員会が行う個人番号利用事務及び個人番号関係事務については、三木市全体の訓令により、特定個人情報等の適正な取り扱いの確保を図っているが、責任の明確化を図るため、教育委員会としてこれらの取り扱いについて新たに規定を制定する。

制定内容は、個人情報及び特定個人情報等を取り扱う上での体制、取扱方法、業務の委託等、安全確保上の問題への対応並びに点検および監査の実施等について規定している。

教育長が、第14号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 第15号議案 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な

管理のための措置に関する規程の制定について

○森田教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、第13号議案と同様、個人情報の保護に関する法律の改正法が令和5年4月から地方公共団体に直接適用される。このため、同改正法第66条第1項の規定を踏まえ、三木市教育委員会が保有する個人情報について適切な管理を求められることから新たに規程を制定する。

制定内容は、管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報等の取り扱い、情報システムにおける安全の確保、安全管理等について規定している。

教育長が、第15号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第7 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○森田教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、学校再編のうち、学校の統合については、三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針に沿って実施し完了した。三木市小中一貫教育推進協議会から提出された三木市の小中一貫教育推進に係る意見書を受けて、教育委員会として、施設一体型小中一貫校の導入や施設整備着手の方向性等を決定する必要があること、また今後市長部局の関係部署との連携を密にし、政策を着実に進めていく必要があることから、教育振興部の学校再編室を小中一貫教育推進室に変更し、小中一貫教育推進に係る業務の組織強化を図る。

改正内容は、1点目に、教育推進部の学校再編室を小中一貫教育推進室に改める。2点目に、名称変更に伴う事務分掌を改める。3点目に、三木市事務分掌規則では、「市長は、必要と認めるときは、この規則に定めるもののほかに担当等を設置し、又は職員を指定して処理させるこ

ととする。」として、必要に応じて担当等を設置できるとしている。教育委員会としても、今後規則にない担当等を設置した方が業務遂行が図りやすい場合があることが想定されるため、その設置ができるよう改める。

(中嶋委員) 小中一貫教育推進協議会の意見書では、地域によって喫緊の課題への早急な対応の検討が附帯意見にある。名称の改編だけでは、市長部局と教育委員会の繋がりに変化はないのではないか。2つを繋ぐプロジェクト会議を行い、さらに強化を図る必要性があると思う。

(鍋島学校再編室長) 令和4年度は関係部課長会等としてこれまで6回市長部局と協議を行ってきた。また、様々な関係課との協議が必要であると共通理解している。体制の構築に向けてさらに進めて行く。

教育長が、第16号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第8 第17号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、学校教育法第37条に、小学校には校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならないと規定されている。しかしながら本規則は学校に必要な応じ、事務職員等を置くことができるとしており、上位に位置する法律と異なる規定となっているため、一部を改正する。

教育長が、第17号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第9 第18号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正す

る訓令の制定について

○森田教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、三木市教育委員会事務局組織の改編に伴い、文書の記号を整備するためである。

改正内容は、学校再編室を小中一貫推進室とし、文書の記号を三教学再を三教小中に改める。

教育長が、第18号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第10 第19号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

三木市立小学校、中学校及び特別支援学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、平成29年の学校教育法一部改正により、学校事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正された。これを受け、令和2年に学校事務職員の標準的な職務の明確化に係る通知が文部科学省より発出されたため、この通知文に基づき、学校事務職員の職務に関する規定の一部を見直す必要が生じた。学校事務職員の標準的な職務内容の明確化を図り、職務の確立を目指すとともに、学校事務職員が主体的、積極的に学校運営に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的に改正する。

(稲見委員) 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則では、事務職員を削除したが、三木市立小学校、中学校及び特別支援学校事務職員の職務に関する規程では、事務職員が出てくることについて教えていただきたい。

(田中学校教育課長) 事務職員という職種がなくなったわけではなく、学校教育法上必ず置かなければならない職種であり、必要に応じて置く職種として挙げるのは矛盾するため、削除した。

(石井委員) 学校事務職員から事務職員に変わっていることについて教えていただきたい。

(田中学校教育課長) 学校教育法で事務職員という記載であり、上位の法律の呼び名に合わせて事務職員に変更した。

教育長が、第19号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第11 協議事項21 三木市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について

○仲谷教育・保育課長が次のように説明した。

制定理由は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則に基づく支給認定及び児童福祉法に基づく保育所等の利用調整について、諸要件及び様式を定める必要があるためである。

日程第13 報告事項 令和5年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定による補助執行事務について、令和5年度に重点的に取り組むべき項目として市長から依頼を受けた。「認定こども園及び保育所に関すること」については、(1)「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育保育の実施、(2)就学前教育・保育施設における待機児童等対策、(3)就学前教育・保育施設の評価及び監査の実施についてである。2つ目の待機児童等対策において、令和3年度に幼保一体化計画の見直しを行ったため、「このたび見直しを行った幼保一体化計画に基づき、就学前の児童数及び就園希望児童数の把握に努め、必要に応じて定員の見直しを行うこと。」としている。「放課後児童健全育成（アフタースクール）事業」については、待機児童対策として、学校施設の活用について学校

の協力が得られるよう調整し、必要に応じて受入施設の整備と支援員の確保を行うことについて依頼を受けている。

(中嶋委員)待機児童及び保育士の確保の状況について教えていただきたい。

(仲谷教育・保育課長) 令和4年度3月現在の状況は、3歳から5歳までは待機児童を出さないことを目標としているため、待機児童はいない。0歳から2歳までについては、入所保留がいる。保育士の確保については、令和4年度も就職フェアを行い確保に努めているが、0、1歳児を預ける保護者が増えており、保育士は不足している。

アフタースクールについては、高学年の受入れを行っていないところがあるが、低学年は、希望どおりに受入れできている。

(中嶋委員) 0、1歳児の入所希望が増加している理由を教えていただきたい。

(仲谷教育・保育課長) 1点目に、市が実施している0歳～2歳児の保育料を50%軽減していること、2点目に、共働きの家庭が増えていることが考えられる。

日程第14 報告事項 令和4年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について

○金井文化スポーツ課長が次のように報告した。

三木市文化芸術賞表彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

文化芸術奨励賞として、1人を表彰する。表彰式については、調整中である。

日程第15 報告事項

○平井人権推進課長が次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告

する。勤続年数が5年以上かつ令和4年度末に退任する人権教育指導員が対象である。澤田薫氏については5年間務められた。

日程第16 報告事項 各課（室）の所管事項について

（1）教育施設課報告事項

○荒田教育施設課長が次のように報告した。

旧中吉川小学校工作物等撤去工事は、3月3日までの工期であり、すでに完了した。

緑が丘小学校土砂災害対策工事は、2月28日現在、進捗率80%であったが現在、ほぼ工事が完了した。

志染保育所保育室床改修工事は、進捗率50%である。改修予定の2部屋の内1部屋が終了した。残り1部屋については、保育所と協議しながら、工期内で園児が少ない時期に進める予定である。

（中嶋委員）三木市の子どもの移動経路の安全推進協議会の開催状況及び改善状況について報告していただきたい。

（荒田教育施設課長）令和4年度の通学路の子どもの移動経路、危険箇所について、学校からの要望数は45か所である。その内、児童への注意喚起を行った箇所は20か所、道路管理者により対応は検討中を含め21か所、警察による対応は検討中を含め8か所である。

一度に対応するのが困難であるため、順次、現場で道路管理者等と立合い、進めている。工事等の対応ができない箇所については、学校から児童生徒に注意喚起を行う。資料を作成し報告する。

（中嶋委員）よかわ認定こども園の前の交差点に横断歩道を設置してほしいという要望があったと思う。結果を教えてください。

（仲谷教育・保育課長）よかわ認定こども園の前の横断歩道設置については、教育・保育課と学校再編室で警察に要望を行った。警察が現地を確認した。よかわ認定こども園から奥へ行く道は、行き止まりとなっており交通量が少ないため、警察が横断歩道は設置できないと判断した。

（大北教育長）横断歩道を設置するには、決まりがあったと思う。

(仲谷教育・保育課長) 新たに設置する箇所については、両側に滞留が可能なたまり場が必要である。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

三木市俳句まつりを3月4日に吉川町公民館で実施した。竹原街道及び黒滝へ行き、句を詠み、優れた句には表彰も行った。

高齢者大学・大学院卒業式を3月16日に実施した。卒業生は、大学が24人、大学院が10人であった。令和5年度の入学者数は、大学が30人、大学院が21人である。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

ひなまつりおはなしかい&こうさくを2月23日に中央図書館で実施し、参加者は44人であった。紙皿にお雛様を飾り楽しんだ。

「吉川の今昔物語」を楽しむ展を3月1日から21日まで開催する。期間中の4日間は、新三木市史地域編「吉川の歴史」に携わった藤田均氏が展示説明を行う。

春休み！こどもDVD上映会を3月26日に吉川図書館で開催する。内容は「映画 すみっこぐらし とびだす絵本とひみつのコ」である。

(4) 文化スポーツ課報告事項

○金井文化スポーツ課長が次のように報告した。

スポーツ賞表彰式・教育功労賞贈呈式を2月25日に文化会館で実施した。受賞者は個人の部22人、団体の部7団体であった。加えて、教育功労賞の被顕彰者16人を表彰した。来場者は129人であった。表彰式後に、三木市スポーツ振興基金35周年記念事業スポーツ講演会を行った。ロンドンオリンピックのメダリストであるスポーツキャスターの寺川綾氏に講演をしていただいた。来場者は200人であった。

「おひなさま展 スタンプラリー」を2月26日から3月10日まで、みき歴史資料館で開催し、参加者は321人であった。

みっきいふれあいマラソンを3月5日に三木総合防災公園で開催

した。申込者が1,593人であったが、参加者は1,173人であった。

三木市文化芸術賞選考委員会を3月10日に実施し、委員の参加者は10人であった。

「THE CATS 山田貴裕展」を3月4日から26日まで堀光美術館で開催する。

文化財保護審議会を3月30日に実施する。

(石井委員) みつきいふれあいマラソンの申込者数と出場者数の差が約400人いるが、コロナ前も同じくらい欠場者がいたのか。

(金井文化スポーツ課長) コロナ前の欠場者数は、300人前後だった。

なお、今回は、人数制限をかけて募集したため、申込者数は定員に達していなかった。ただ、他の同様のマラソン大会の傾向として、どの大会も定員に達していない状況である。来年度については元通りに戻していきたいと考えている。

(5) 学校教育課報告事項

○田中学校教育課長が次のように報告した。

第12回定例校園長会を2月23日に実施した。令和5年度三木市不登校対策アクションプランについて、令和4年度の成果と課題も併せて説明した。令和4年度に取り組んだ「シャボテン」というアプリによる心身の健康観察や、校内支援教室の研究は一定の成果をあげている。課題も明確になった。課題解決を図りながら、引き続き、自立支援に向けた取組を重点的に行う。令和4年度の未来を創る学力育成三木モデル事業の取組について成果と課題を報告した。令和4年度に行った教職員の意識改革も授業改善も進んでいる。特に校長との面談や教員アンケートにより、教職員の意識の向上が明らかになった。しかし、授業改善に直結していないのが課題である。令和5年度は、三木市として授業改善プランのような仕組み作りを構築する必要がある。

今後の予定については、着任式、始業式などが各学校で行われる。

(5) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

研究グループ制度発表会を2月24日に教育センターで実施し、参加者は63人であった。参加者が想定より少ないため、令和5年度は参加者が増えるよう手立てを考えたい。

みっきいルームについては、これまで不登校対策適応教室事業と記載していた。数年前に国から適応教室という名称を変えるように依頼があり、どのような名称が良いかを考えた結果、今まで通称として使用していたみっきいルームとすることとした。卒業式を3月22日に実施する。

青少年センターの事業について説明する。ネット見守り隊報告は、大きな事案や気になる事案はなかった。

人の目の垣根隊感謝状贈呈式を3月25日に教育センターで実施する。

(大北教育長) 研究グループ制度発表会の参加者数が少ないことについて、オンラインでの参加はできたのか。

(橋本教育センター所長) オンラインでは実施せず、対面のみであった。

(梶委員) 教育相談と青少年悩みの相談で共通して考えるべき問題はあるのか、個別のことであるのか教えていただきたい。

(橋本教育センター所長) 教育問題は、不登校についての相談が多い。例年、みっきいルームの見学は1月で終了するが、3月になっても、見学及び利用についての相談があった。

(梶委員) 不登校について、色々な出来事、人間的な問題又は社会的な問題などが関係する。また、社会性の未熟さを抱えた子どもたちが就学前の頃から存在し、成長して大きな集団に入ったり、出会いが複雑になったりするに従って、弱さがでることが多いのであれば、就学前の取組との共同や連携を検討する必要があるのではないか。

(橋本教育センター所長) 今年度は、小学校の低学年の頃から不登校になり、みっきいルームの利用の相談がある傾向が強い。不登校については、これまでよりも低年齢化しており、問題が深刻化している印象がある。入学前からの手立てについては、どのようなことができるのか

を検討してきたが、明確な答えは出ていない。

(大北教育長) 小学生の不登校の学年を教えてください。

(橋本教育センター所長) 男子は1年生が1人、3年生が1人、4年生が1人、女子は6年生が1人である。

(石井委員) みつきいルームを利用している中学3年生の進路を教えてください。

(橋本教育センター所長) 全員が通信制又は定時制の高校へ進学する。

(石井委員) みつきいルームを利用していない不登校の子どももいると思う。その子どもの進路状況についても教えてください。

(橋本教育センター所長) 一部の子どもを除き、ほぼ全員が進路を決定している。一部の子どもは、家庭から出ることができず、進路を決めかねているが、学校は、進路を見つけるよう働きかけをしている。

(石井委員) 保護者は相談するところがあってこそ、メンタルを保てるところもあると思う。義務教育を終えても、支援が途切れないように子育て支援課及び福祉課と連携していただきたい。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

2月16日に丹波篠山市立多紀小学校において、先進校視察を行った。令和5年度から三木市がコミュニティ・スクールを実施するに当たり、様々なことをお聞きした。

今後の予定として、先進地、先進校視察行う。加古川市は複合化施設内に義務教育学校設置を進めており、令和6年度に完成予定である。亀岡市は吉川地区の小中学校と同程度の児童生徒数の学校が既に建っており、建設途中の学校もある。高砂市立高砂中学校は小中一貫教育の実践を進めている学校である。学校の教員にも視察してもらうため、交渉を進めている。

(8) 教育・保育課報告事項

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

特定教育・保育施設第三者評価を3月13日によかわ認定こども園で実施した。これで、令和4年度に予定していた12施設の評価が終了した。

特定教育・保育施設評価委員会を3月18日に市役所で実施する。

修了式・卒園式を3月20日に各幼稚園・別所認定こども園で、3月25日に志染保育所で実施する。

春休みアフタースクールを3月25日から4月6日まで実施する。

三木市保育協会理事会を4月13日に実施する。

日程第17 その他 なし

日程第18 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和5年4月21日午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第12 協議事項22 小中一貫教育の推進に係る教育委員会の方向性について

協議事項22は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

閉 会

教育長が、令和5年3月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和5年3月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者